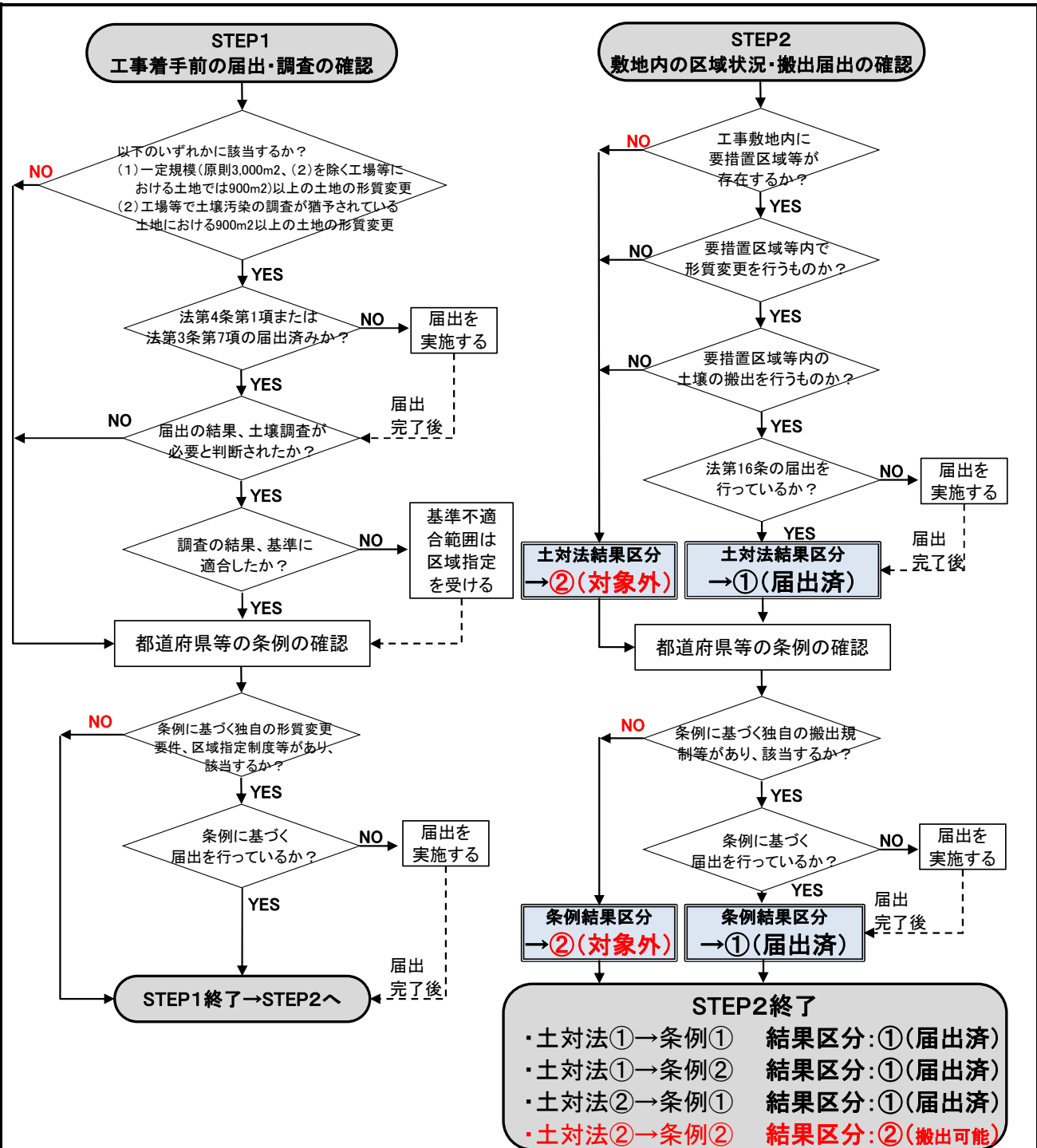


コブリス・プラスの入力方法に関するQ A

	Q	A
1	「発注機関」の「メールアドレス」欄には何を入力すればよい か。	監督員の個人メールアドレスではなく、工事担当課の組織メールアドレスを記入して ください。
2	施工計画書作成時に、コブリス・プラスに発注機関のメールアド レスを入力すると、監督員に確認依頼のメールが届くが、この時 点でログインして確認してもらわなければならないのか。	この時点ではシステムにログインして確認してもらわなくて構いませんが、再生資源 利用[促進]計画書等の必要な書類を施工計画書に含めて監督員に提出してください。 なお、工事完成時には、監督員にログインして確認してもらってください。
3	「工事概要」の「施工場所」欄（必須項目）について、管内一円 工事の場合にはどのように入力すればよいか。	管内一円工事など工事着手時に工事場所が決まっていない場合、仮の場所（工事監 督部署の所在地など）を入力しておき、完成時に実際に施工した工事場所（複数の場 合は「ほか」等を追記）を入力してください。
4	「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」（以下「確認 結果票」）の「土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手続確認 結果」の「工区等」欄に何を入力すればよいか。	工事の工区等により手続確認結果が異なる場合には工区名を、それ以外の場合には 「工事区域」と記載してください。
5	土砂の搬出先が「大黒ふ頭中継所」や「幸浦中継所」の場合に、 「確認結果票」の「建設発生土の搬出先確認結果」の以下の欄に 何を入力すればよいか。 ①「搬出先名称」欄 ②「確認結果」欄 ③「詳細」欄	①「横浜市港湾局大黒ふ頭中継所」もしくは「横浜市港湾局幸浦中継所」 ②7つの選択項目（規制未指定、盛土許可等、公共施設用地等、他法令許可等、許可 不要工事等、別途理由、規制区域外）の中から「公共施設用地等」を選択してくださ い。 ③分類：港湾、管理機関名：横浜市港湾局 市HP「建設副産物について」「確認結果票記載例」参照 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/kense
tsuhasseido.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/kense tsuhasseido.html
6	確認結果票の記載例では、建設発生土の搬出が地山500m3未満 の工事については、「土壌汚染対策法等の手続き確認結果」は入 力不要とされているが、コブリス・プラスでは入力が登録の必須 条件になっている。 建設発生土の搬出が地山500m3未満の工事でも、コブリス・プ ラスで「土壌汚染対策法等の手続き確認結果」を入力しなければ ならないのか。	コブリス・プラスは「土壌汚染対策法等の手続き確認結果」の入力をしないとその先 の入力ができない仕様となっています。コブリス・プラスを運営している一般財団法 人日本建設情報総合センター（JACIC）に修正を検討していただいております。 現時点では、「土壌汚染対策法等手続の確認フロー」（別紙）を参考に、監督員と相 談のうえ以下の対応をしてください。 （１）～（７）いずれも、「No」であれば「土対法②→条例② 結果区分：②（搬 出可能）」となるよう、コブリス・プラスへ入力してください。なお、（１）～ （７）にひとつでも該当するようであれば、別途ご相談ください。 （１）一定規模（3,000m2以上、（２）を除く工場等における土地では900m2）以 上の土地の形質変更とならないか （２）工場等で土壌汚染の調査が猶予されている土地における900m2以上の土地の 形質変更とならないか （３）条例（※）で2000m2以上の土地の形質変更にならないか。 （４）条例（※）「特定有害物質使用等事業所」の土地の形質変更とならないか。 （５）条例（※）「ダイオキシン類管理対象地」の土地の形質変更とならないか。 （６）工事敷地内に土壌汚染対策法で規定する要措置区域等が存在するか。 （７）条例（※）に基づき区域指定された土地の汚染土壌を区域外へ搬出するか。 ※横浜市生活環境の保全等に関する条例 ※※「土壌汚染対策法等手続の確認フロー」については、以下のHPから確認できま す。 みどり環境局水・土壌環境課HP「工事発注者・元請業者の皆様へ」 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-
gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/jigyosha/sigenyukoriyo.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen- gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/jigyosha/sigenyukoriyo.html
7	工事場所が複数ある管内一円工事などの場合には、確認結果票の 「土壌汚染対策法等の手続」はどのように確認すればよいか。	管内一円工事の場合、初回の施工指示書の代表施工場所（掘削土量が一番多い現場な ど）について、土壌汚染対策法等の手続を確認してください。
8	「再生資源利用計画書」の「その他の建設資材」には何を記載す ればよいか。	土砂、碎石、塩化ビニル管・継手、石膏ボード以外の建設資材のうち利用量の多い上 位2品目を「その他の建設資材」の欄に具体的に記入してください。

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果区分	確認結果
②	手続確認済(搬出可能)
(備考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。
- ・STEP1は工事全体の手続確認であり、工区別の手続確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手続確認結果が異なることがあります。